

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会 ―第11回―議事録

- 1 日時 平成26年1月24日(金) 13時30分～15時5分
- 2 会場 さいたま市役所本庁舎 2階 特別会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
 - ① 学識経験者
佐々木寧委員(会長)、堂本泰章委員(副会長)、磯田洋二委員、小茂田美保委員、藤野毅委員、鷺谷いづみ委員
 - ② 行政関係者
河村賢二委員、和栗肇委員、渋谷恒委員、富田典義委員
 - (2) 助言指導者
文化庁文化財部記念物課 本間暁文化財調査官
埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課 須田大樹主事
 - (3) 事務局
清水生涯学習部長、小倉文化財保護課長、青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長、渡辺主査、宮下主事
- 4 議事
「保存管理計画」最終案の検討
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人の数 3人
- 7 議事内容 下記のとおり

記

議事事項 「保存管理計画」最終案について

- 1 I章「保存管理計画策定の目的と経過」・II章「自生地の環境」・III章「自生地の変遷」について事務局より説明
 - ・ II-2「自然環境」、「植生」4段落目「さいたま市には植物に関わる天然記念物が81件ある」という記述に対応する形で、具体的な天然記念物のリストとして表II-1を付加した。81件の内、記述の内容に対応するものについて、「河川・低湿地」、「農用林・屋敷林」、「照葉樹林」の分類に即してリスト化した。
 - ・ サクラソウについてまとめて記述する項目として、新たにII-3「サクラソウ」を追加。植物としての特徴や文化的な面も含めて記述した。
 - ・ 図III-5「指定地・周辺地図」、図III-6「空中写真」について、地図の範囲を広げた他、地図に縮尺を合わせて同範囲とする等加工した。
 - ・ 図III-7「荒川第1調節池付近平面図」について、自生地・公園位置を図示。

- ・ 図Ⅲ-8「桜草公園」を航空写真とした。

鷺谷委員

Ⅱ-3「サクラソウ」について

- ・ 「栄養繁殖」は古い考え方なので、「サクラソウはクローン成長する多年生植物である」というような記述にした方が良いのではないかと。
- ・ 「進化論者」も古い言い方なので、「進化学者」程度の言い方にした方が良い。
- ・ ダーウィンが扱ったのはサクラソウそのものではないので、「サクラソウ属の植物」とする。ダーウィンはイギリスで普通に見られるサクラソウ属の植物を研究対象にしていた。

堂本委員

- ・ 図Ⅲ-6「空中写真」等、図に作成年を入れた方が良い。

佐々木委員

- ・ Ⅱ-2「自然環境」、「植生」の記述に「マルバヤナギ」があるが、リスト等を見ると「アカメヤナギ」になっているので統一が必要。

2 IV章「実態調査と保全の取組」・V章「実態調査による現況と管理方法の評価」について 事務局より説明

- ・ IV-3-3「設備等整備」の項目で、工作物の写真を省き、IV-4「啓発と活用」の部分で、今までの実例（刊行物・催し物）のリストを省いた。
- ・ V-2-3「サクラソウの指定地内における分布」の項目に記述を追加：「サクラソウがクローン成長する寿命限界は明らかになっていない。指定地の70年におよぶ維持管理中の観察では、寿命限界の事象を把握していないので、相当長い寿命を持つことが想定できる」

鷺谷委員

- ・ V-1「自生地での火入れとその評価」3段落目について、伝統的な植生の管理方法として、「刈払い」とともに「火入れ」が行われていることも入れた方が良い。今の記述では、茅利用のための刈取りのみが行われていたように読み取れるが、火入れも何千年の伝統を持つ一般的な管理方法である。

渋谷委員

- ・ 表記について、「さくら草まつり」を統一した方が良い。

藤野委員

- ・ V-2-3に付加した記述について、寿命限界の事象を把握していないことは事実だが、長い寿命を持つことを前提に策定して良いのか。「寿命を持つことも想定できる」という程度の記述にした方が良いのではないかと。

佐々木委員

- ・ サクラソウの寿命については明らかになっておらず、現実的にサクラソウが減ってきていることを踏まえると、「長い寿命を持つ」という想定に疑問を感じる。「寿命限界は明らかになっていない。寿命については今後も観察が必要」とした方が良いのではないかと。

3 VI章「自生地保存・管理の課題」について

事務局より説明

- ・ VI-1「特別天然記念物としての価値」は、概念的な図として示していたが、箇条書きの形とした。
- ・ VI-2-1.1)「サクラソウ個体群の衰退」・図VI-1「サクラソウ個体数の増減」について、推定株数を本文・図に入れ分かりやすくした。

佐々木委員

- ・ 図VI-1「個体数の増減」について、実際は「株数の増減」か。

鷺谷委員

- ・ VI-2-1.1)2行目「102万株であったサクラソウの個体数」の記述について、「個体数」という言葉は取った方が良い。遺伝的な意味での個体のことを個体と言った方が、間違いがない。

佐々木委員

- ・ 株数と個体数は、意味合いが異なる。
- ・ 指数が何を意味するかについての注釈を図VI-1に入れた方が、分かりやすい。

鷺谷委員

- ・ 図VI-1のレジェンドを「サクラソウの株の増減」として、その後「1965年を100として表示」と記述すると良い。

本間調査官

- ・ VI章「保存・管理の課題」について、指定地の管理より環境の問題に関する記述が多い。VI章に「観察路・囲柵の効果」の記述はあるが、VII章「保存管理計画」で自生地と公園との関係が書かれており、その辺りの管理について記述を増やした方が良いのではないか。

佐々木委員

- ・ 前段までのまとめとして、課題を箇条書きにすると分かりやすくなる。

小茂田委員

- ・ VI-1「特別天然記念物としての価値」について、箇条書きの内容を系統ごとにまとめて、順序を整理した方が良い。例えば、「研究材料・生物資源として高い価値があること」については、「荒川流域にはかつて多数のサクラソウ自生地が分布しており、荒川流域のサクラソウは、日本の古典花卉園芸サクラソウの原種であること」の下に入れてはどうか。

本間調査官

- ・ VI-1「特別天然記念物としての価値」は、図にまとめられるのであれば、その方が分かりやすいのではないか。

須田主事

- ・ 地下水位について、今年度の調査結果が付編I-2「土壌調査」7「調査結果まとめ」2段落目に示されているので、図VI-2「地下水位変動」に入れた方が良いのではないか。

佐々木委員

- ・ 調査方法が異なるので、同じレベルで図に並べて良いか。注釈を付けて並べるか。
- ・ 植物の群落分布調査についても、付編に資料として出ているので、最新データとして少なくとも数値は取り入れた方が良い。

藤野委員

- ・ VI-2-2「湿地環境の現状と課題」の項目で、1960年から現在までのさいたま市の気温の変化を図示した方が良い。1990年代から温暖化が進み、2000年以降変動が大きいという傾向がある。環境がかなり変わっていることを強く認識してもらうために図を入れるべき。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ さいたま市の気象については、付編Ⅱ「調査データ」2「さいたま市の気象」に資料として載せている。

藤野委員

- ・ グラフにした方が分かりやすい。

佐々木委員

- ・ 資料としても載せているので、本文にも内容を記述した方が良い。

4 VII章「保存管理計画」について

事務局より説明

- ・ 表VII-1「取扱区分」について、区域を「第一次指定地」・「第二次指定地」・「観察路」・「緩衝帯」・「補完地」とした。
- ・ VII-2-4「保存管理の体制」の後に、VII-3「現状変更」という流れに替えた。
- ・ 図VII-3「連絡調整機構」について、保全管理に限定しない形とした。「市民愛護団体」の表記について、より広い概念として「市民・ボランティア」に変更。
- ・ VII-1-2「保存管理の基本方針」2)の内容に、「荒川流域のエコロジカル・ネットワーク」を追加。
- ・ VII-2-2「自生地内での保全活動の継続」4)「モニタリング調査」の項目で、指定地の科学的データの不足についての記述を追加。

鷺谷委員

- ・ 表VII-1「取扱区分」について、補完地の位置付けを明確にした方が良い。生物多様性の保全は、種の多様性だけでなく、種内の多様性も対象。種内の多様性は、クローンを維持するということ。補完地にクローンを植えるという行為は、自生地に今あるクローンが絶えないように系統保存しているという位置付けにすることができるので、植生地のような扱いになる。遺伝的な把握はしていなくても、花を見れば自生地のクローンかは分かる。自生地のクローンが何らかのきっかけで消えてしまっても、自生地より安定的な条件で補完地に保存されていれば、クローンを維持できる。生物多様性の保全にも寄与するサクラソウ自生地の管理を目指すのであれば、種内の多様性の維持にも気を配っていることが伝わるように、「サクラソウクローンの系統保存及びサクラソウ自生地の保全」と記述した方が現代的。今後、単に株数が減少するのであれば、変動があるのは当然なのであまり心配しなくても良いが、クローンの減少が進むと、生物多様性の保全という観点から問題がある。リスクを分散させるという意味で、クローンを補完地で維持することも考えた方が良い。

本間調査官

- ・ 補完地は増殖の実験地として系統を残すという位置付けなのか、将来的には利活用面でも補完

地を活用するのか。VII-2-3.2). (1)「観察、案内施設の整備」の項目に、「自生地のオーバーユース、第一調整池公園との連携・利用」とあるが、補完地をイメージした記述なのか。そうであれば、どのような方向性で補完地を位置付けるのか。

鷺谷委員

- ・ 系統を残しておけば、自生地に見られる遺伝的多様性を展示し、見学してもらうこともできる。自生地には、花がとても大きく自殖をして種を作っていくことのできる株も、私が以前調査していた頃はあった。異型花柱の花の様子を観察してもらうのであれば、補完地で少し増えたものを展示にふさわしいやり形で見てもらってはどうか。単なる見せ物ではなく、系統保存がなされているので見てもらうことができるという説明をすれば利活用にもつながる。自生地の中に見学者は入れないので、系統保存されているものを補完地で展示することによって、サクラソウの花の面白さを観察してもらうことができる。

佐々木委員

- ・ 補完地の定義が保存管理計画の中で曖昧なので、役割をきちんと明記する。

富田委員

- ・ VII-2-3.1). (3)「非透水性構造物への対応」について、アスファルト舗装の面積は約8%であり、排水についても河川等へ直ちに排出しているものではないので、非透水性構造物が主な地下水水位低下の原因ではないと考える。VII-2-3.1)と2)の記述を以下のとおり変えた方がよい。
- ・ VII-2-3.1). (3)2行目：「影響が大きいと考えられる」
- ・ VII-2-3.1). (3)3行目：「非透水性アスファルト舗装の除去または透水性アスファルトへの変更、駐車場、車道の再配置について検討する必要がある」
- ・ VII-2-3.1). (4)1行目：「維持に影響している可能性がある」
- ・ VII-2-3.1). (4)3行目：「既存の排水設備の撤廃や浸透性の向上」
- ・ VII-2-3.2). (2)3行目：「公園管理者と協議の上、拡充・整備を図ることとする」

堂本委員

- ・ VII-2-3「周辺の環境と一体的な保存管理」の内容については、市役所内部で調整していることではないのか。委員会で根拠・理論を積み上げてきた結果、この内容になった。仮に原稿の表現のままであっても、すぐに対応しなければならないということではなく、これを踏まえて今後検討会で議論していけばよい。この場のわずかなやり取りで決めることができる内容の問題ではない。

佐々木委員

- ・ 自生地への影響を大きいと考えるのが問題。具体的な施策については、連絡会で検討した方がよい。方向性としては、影響は確実にあるということで進めていかなければならない。

本間調査官

- ・ 自生地保全のための重要な役割を桜草公園が担っていることを再定義するという内容も、そのような意図での記述ではないのか。

藤野委員

- ・ 物理的に土壌への浸透を妨げ、気温の上昇を促進する要因であることは間違いなく言えるが、影響が大きい等定量的な問題は判断できない。

佐々木委員

- ・ 全体から見れば駐車場の割合は一部だが、影響は確実にある。例えば、尾瀬ヶ原のすぐ隣りに駐車場を造るか考えれば、造るべきではない。田島ヶ原でも、国指定特別天然記念物の自生地のそばに駐車場があることは異質であり、今後検討していかなければならない大きな問題である。

藤野委員

- ・ アスファルト舗装は、気温の上昇というより地下の温度を上げることにつながる。

本間調査官

- ・ VII-1-2「保存管理の基本方針」1)等の記述に、「湿地としての環境の維持」とあるが、現状を見ても、「湿地としての環境の回復」または「復元」とした方が適切なのではないか。
- ・ VII-1-2.2)「荒川流域のエコロジカル・ネットワークとして位置付ける」という記述が唐突に感じるので、エコロジカル・ネットワークに関する記述を入れた方が良い。
- ・ VII-1-2.3)「案内・観察施設や休憩施設などの施設の充実を図る」とあるが、基本方針の内容としては「自生地にふさわしい場所等に各種の施設を設置する」という記述にし、後の項目で具体的な内容を述べてはどうか。

佐々木委員

- ・ 自生地の現状は湿地環境維持の段階ではなく、改革が必要な段階であることを入れる。エコロジカル・ネットワークについては国土交通省で既に行っているものであり、新たに組み込むということではないので、エコロジカル・ネットワークの中に組み込むという記述にした方が良い。

鷺谷委員

- ・ 「桜草公園とともにエコロジカル・ネットワークの要素の一つとして」という記述にした方が良い。

堂本委員

- ・ 図VII-3について、「保全管理のための」連絡調整機構等、言葉を入れた方が分かりやすい。

鷺谷委員

- ・ 図VII-3には、市民・ボランティアの活動まで含まれており、それを「連絡調整機構」と表わすのは、適切でないと感じる。

本間調査官

- ・ VII-2-3.2). (2)「管理設備の整備」について、今後もボランティアの案内・解説員の活動に参加する方がいらっしゃるのであれば、案内・解説員の施設等を検討することも入れてはどうか。VII-2-3.2). (1)にも「案内・解説員の配置を進める」という内容がある。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長・渡辺主査）

- ・ ボランティア活動のため、現状では開花期にテントを設置している。恒常的なものは基本的に設置できない前提で、撤去できるものについて許可をいただいて設置している。

渋谷委員

- ・ ボランティアの活動は開花期のみなのか。

事務局（渡辺主査）

- ・ ボランティアは開花期をメインに活動し、見学者の案内等を行っている。開花期のほか、草焼きでも協力をいただいている。

堂本委員

- ・ 本格的な市民協働に向け、開花期以外の時期についても、活動の場づくりを考えた方が良い。試行をしている内容を入れた方が良い。

鷺谷委員

- ・ 図VII-3「連絡調整機構」について、市民・ボランティアも連絡会に参加するのが、今の一般的なやり方なので、連絡会のメンバーに入れた方が良いのではないかと。

佐々木委員

- ・ 図VII-3の書き方を変えた方が良い。

本間調査官

- ・ VII-2-4.1)「一体的保存管理に向けて」の記述に、「協力を得ていく」とあるが、「協働」という形になっていかないと、実際の動きは難しいのではないかと。現状を追認しているように読め、前段までのトーンと少し異なるように感じる。

佐々木委員

- ・ 図VII-3は協働の図なので、協働の体制を構築していくという記述を入れた方が良い。

本間調査官

- ・ VII-3「現状変更」について、VII-3-2.3)「保全行為の特例」とあるが、日常的な管理行為は基本的に現状変更の対象としないということが前提にあるので、「特例」ということではなく、「日常的な管理行為」とした方が良い。また、「市の事業として実施する場合には、現状変更許可申請及び許可を要さないものとする」とあるが、「市の事業」という言葉は入れなくても良いのではないかと。基本的に市が行うと思うが、市がお金を出せず、例えばボランティアがお金を出して行った場合に現状変更が必要になってしまう。

5 報告書全体について

本間調査官

- ・ 付編II-1「自生地植物目録」について、分類法が変化してきているので、どの分類法の体系に準拠したのか明記した方が良い。

佐々木委員

- ・ 付編II-1について、種の数を調査期間ごとに集計し、表として最後に記述すべき。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 付編I-2「土壌調査」、「地質に関する所見」については、久保委員からいただく。

本間調査官

- ・ 付編I-2「ボーリング調査・地下水位観測報告」5「土壌分析結果」に、電気伝導度の単位として「dS/m-1」とあるが、「/」が入っているので「-1」は入れなくて良い。

藤野委員

- ・ 付編I-2-5,4行目「電気伝導度」は、「土壌水分の電気伝導度」とした方が分かりやすい。

佐々木委員

- ・ 報告書の挨拶部分の記述はどうするのか。

事務局（青木文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）

- ・ 市教育長の次のページに、佐々木会長の挨拶をいただきたい。

これをもって、会議を終了した。